平成２１年（フ）第３１２７号
福岡市城南区別府１丁目21番10―203号
債務者　大上　明香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３１号
福岡市東区松崎３丁目６番33―207号
債務者　和田美津子（旧姓伴野）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2881番地
債務者　坂部　壯二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2881番地
債務者　坂部はずゑ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４２号
福岡市東区和白６丁目２番22―105号
債務者　森本　正美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４３号
福岡市南区曰佐３丁目32番17号
債務者　植江田久美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４４号
福岡市早良区曙１丁目10番14号
債務者　阿比留幸生
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５９号
福岡市城南区西片江２丁目12番２号
債務者　竹石　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７２号
福岡市中央区輝国１丁目４番12号
債務者　宮本　容子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７９号
福岡市南区屋形原３丁目33番23―602号
債務者　中井　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８０号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目16番地２フォルトアークⅠ・203号
債務者　中井　明恵
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９９号
福岡市南区那の川１丁目22番16―803号
債務者　石田　　博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０６号
福岡市南区西長住１丁目12番35号
債務者　朴木　愛三
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０７号
福岡市南区西長住１丁目12番35号
債務者　朴木　純子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２３号
福岡市東区松崎３丁目11番９―504号
債務者　河野　和博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２４号
福岡市東区松崎３丁目11番９―504号
債務者　河野キミ子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４０号
福岡市城南区東油山１丁目33番６号
債務者　岡村　美穂
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６７号
福岡市南区野間４丁目18番19―304号
債務者　弥永　豊美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部